

令和 8 ・ 9 年度

測量業務等および道路清掃業務
に係る競争入札参加資格審査

申請要領

福井県土木部土木管理課

目 次

I	福井県が発注する測量業務等、道路清掃業務の競争入札に参加する者に必要な資格の審査の時期および方法等について	2
1	競争入札参加資格審査を受け付ける業種および申請することができる者	2
2	競争入札参加資格審査を受けることができない者	2
3	令和8・9年度の競争入札参加資格審査スケジュール	3
4	申請書類の提出先（問い合わせ先）	3
5	留意事項	3
6	その他	4
7	申請書類の種別および部数	5, 6
II	競争入札参加資格審査申請手続（概要）	7
III	電子申請手続を行う申請書類（電子申請様式）の入力方法	9
1	競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	9
2	業務状況一覧表（様式第4号）	12
3	コンサルタント等登録部門一覧表（様式第6号）	13
4	「航空測量業務」、「ボーリング調査業務」請負高等内訳調べ（調査様式第1号）	14
5	有資格者の実人数調べ（調査様式第2号）	14
IV	電子申請手続以外の申請書類の記入方法	15
1	営業用機械器具調べ（様式第2号）	15
2	常勤技術者調べ（様式第3号）	15
3	業務経歴書（様式第5号）	16
4	県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書（様式第7号）	16
V	変更届の提出について	18
VI	「一般調査業」に係る競争入札参加資格審査の申請について	19
【参考資料】		
○	常勤技術者調べ（様式第3号）と業務状況一覧表の有資格者数、コンサルタント等登録部門一覧表の技術者の数および有資格者の実人数調べに記入する数の関係について	20
○	電子申請の申請・保存・印刷の方法	24

I 福井県が発注する測量業務等、道路清掃業務の競争入札に参加する者に必要な資格の審査の時期および方法等について

1 競争入札参加資格審査を受け付ける業種および申請をすることができる者

資格審査を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者で、納期限の到来している福井県の県税（県内に営業所を有する場合に限る。）、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税の全てを完納している者としてします。

資格審査を受け付ける業種		資格審査を受けることができる者
測 量 業 務 等	測量業	測量法第55条第1項の登録を受けている者
	建築関係コンサルタント業	建築士法第23条第1項の登録を受けている者
	建設コンサルタント業	建設コンサルタント登録規程第2条第1項の登録を受けている者
	地質調査業	地質調査業者登録規程第2条第1項の登録を受けている者
	補償コンサルタント業	補償コンサルタント登録規程第2条第1項の登録を受けている者
	一般調査業	建設工事に関連する調査、分析等で次に掲げる業務を行う者 ①水質調査 ②土壌・底質調査 ③騒音・振動調査 ④流量・水位調査 ⑤大気・気象調査 ⑥動植物調査 ⑦建設業に関する経済調査
道路清掃業		道路清掃車を所有している道路清掃業者

2 競争入札参加資格審査を受けることができない者

1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 申請書類の記載内容が不備で審査が困難と認められる者
- (2) 申請書類に虚偽の内容を記載し、または重大な事実を記載しない者（後日判明したときは、資格が取り消される場合があります。）
- (3) 測量業、建築関係コンサルタント業、建設コンサルタント業、地質調査業および補償コンサルタント業については、審査基準日の時点でそれぞれの業務に係る登録が行われていない者
- (4) 一般調査業については、一般調査業に係る業務を行うために資格、登録等が必要な場合（例 計量証明事業登録）は、その資格、登録等を有しない者
- (5) 審査基準日の直前2年の事業年度における当該申請に係る測量業務等（一般調査業を除く。）の業種についての年間平均契約金額が100万円以下の測量業者等

※ 営業年数が2年に満たない場合であっても、1年度以上決算が終了し、当該決算における契約実績が200万円以上ある場合には、資格審査を受けることができるものとします。

- (6) 道路清掃車を所有していない道路清掃業者

3 令和８・９年度の競争入札参加資格審査スケジュール

申請区分	申請受付期間	審査基準日	資格適用開始日（予定）
定期	令和７年１１月１日～１２月３１日	令和７年１０月１日	令和８年５月１日
令和８年５月追加 （県内業者に限る）	令和８年５月１日～５月３１日	令和８年１月１日	令和８年８月１日
令和８年８月追加	令和８年８月１日～８月３１日	令和８年４月１日	令和８年１１月１日
令和８年１１月追加 （県内業者に限る）	令和８年１１月１日～１１月３０日	令和８年７月１日	令和９年２月１日
令和９年２月追加	令和９年２月１日～２月２８日	令和８年１０月１日	令和９年５月１日
令和９年５月追加 （県内業者に限る）	令和９年５月１日～５月３１日	令和９年１月１日	令和９年８月１日
令和９年８月追加	令和９年８月１日～８月３１日	令和９年４月１日	令和９年１１月１日
令和９年１１月追加 （県内業者に限る）	令和９年１１月１日～１１月３０日	令和９年７月１日	令和１０年２月１日

※資格の有効期間は、いずれも令和１０年４月３０日まで。

4 申請書類の提出先（問い合わせ先）

〒９１０－８５８０ 福井市大手３－１７－１

福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室

電話 ０７７６－２０－０４７０（直通）

注１ 資格審査の申請書類の一部について、電子申請手続が必要です。なお、電子申請手続だけでは申請書類の提出として完了しませんので、この申請要領をよくお読みの上、申請を行ってください。

２ 申請書類の提出は、配達記録が残る書留郵便等で行ってください。なお、申請受付期間の末日までに発送したことがわかる消印等があるものに限り受け付けます。

３ 申請書類を受け付けした旨の受付票は、交付しません。申請書類の受付票を必要とする場合は、申請書類に受付票（任意様式）の添付（葉書き以外の場合は、切手を貼付した返信用封筒等を同封すること。）をお願いします。

5 留意事項

（１）登記事項証明書、身元証明書、税に滞納のない旨の証明書（福井県税、法人税または申告所得税、消費税および地方消費税について滞納のない旨の証明書）は、申請書提出時以前３か月以内に発行されたものを添付してください。写しでも可とします。

（２）県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書を提出した場合であっても、納付から間もない場合などには、県の税務システムで納税状況を確認できないことがありますので、その際には別途納税証明書の提出が必要になります。また、県税に未納がある場合、納付期限前であっても県の税務システム上「滞納あり」と表示される場合がありますので、その際にも別途納税証明書の提出が必要になります。

（３）測量業、建設コンサルタント業、地質調査業または補償コンサルタント業を申請する場合は、次の書類の写しを添付してください。

業 種	提出書類
測 量 業	審査基準日直前の決算期分に係る測量法第５５条の８第１項に定める書類

建設コンサルタント業	審査基準日直前の決算期分に係る現況報告書 (建設コンサルタント登録規程第7条第1項に定める書類)
地質調査業	審査基準日直前の決算期分に係る現況報告書 (地質調査業者登録規程第7条第1項に定める書類)
補償コンサルタント業	審査基準日直前の決算期分に係る現況報告書 (補償コンサルタント登録規程第7条第1項に定める書類)

※ 上記の書類の写しについて、国土交通省の確認済の押印があるものを申請受付期間内に入手できない場合は、資格審査の申請書類提出時に、当該国土交通省に提出した現況報告書等（確認済の押印のないもの）の写しを提出し、国土交通省の確認済の押印のあるものを受領した後、速やかに、その写しを提出してください。

- (4) 一般調査業を申請される方でその業務を行うために必要な資格、登録等を有している場合は、その資格、登録等（計量証明事業登録等）を有していることがわかる書類の写しを添付してください。
- (5) 審査基準日直前の決算期分に係る財務諸表（写）を添付してください。なお、現況報告書等に財務諸表が添付されている場合でも、省略することはできません。

(6) 県外業者で契約の締結の権限を委任する場合は、委任先とする営業所等が、申請する全ての業種について登録の届出等がされている場合のみ認めるものとします。

【例】

業 種	本社	委任先の営業所等	申請の可否
測 量 業	○登録あり	×登録なし	「建設コンサルタント業」および「補償コンサルタント業」についてだけ、「委任あり」として申請することができます。 全ての業種について申請を行いたい場合は、「委任なし」で申請するか、全ての業種について登録のある他の営業所等を委任先としてください。
建設コンサルタント業	○登録あり	○登録あり	
地 質 調 査 業	○登録あり	×登録なし	
補償コンサルタント業	○登録あり	○登録あり	
建築コンサルタント業	○登録あり	×登録なし	

- (7) 委任状の委任期間は、資格の有効期間（資格適用開始日から令和10年4月30日まで）としてください。
- (8) 道路清掃業務について申請をする場合、所有している道路清掃車の全てについて、所有（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日（令和10年4月30日）以後に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものを含む。）していることが確認できる資料（市役所・町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）等）および写真を添付してください。

6 その他

- (1) 資格審査の結果は、申請者に通知するとともに、県土木管理課で閲覧に供するほか、県のホームページで公表する予定です。

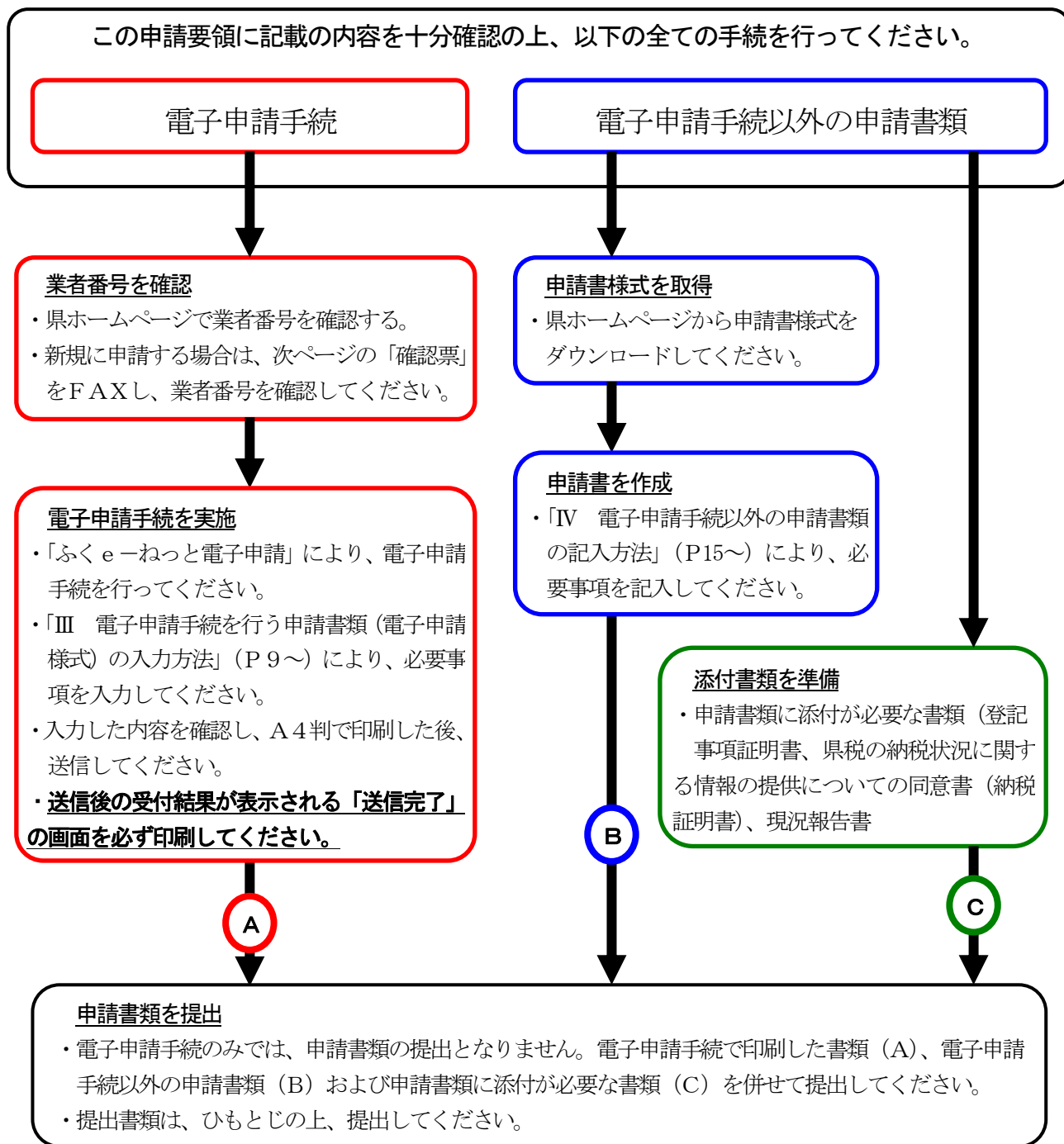
7 申請書類の種別および部数

下記書類をひもとじ（クリップ、ホッチキス、ガチャック等は使用しないでください。）の上、必要部数を提出してください。

種 別	様 式	電子申請	測量業務等		道路清掃業	
			県内業者	県外業者	県内業者	県外業者
競争入札参加資格審査申請書	電子申請様式 (様式第1号)	送信 必要	1	1	1	1
電子申請送信後の受付結果が表示される「送信完了」の画面			1	1	1	1
営業用機械器具調べ	様式第2号				1	1
常勤技術者調べ（必ず福井県指定の様式で提出してください。 他の官公庁へ提出した名簿による代替は認めません。）	様式第3号		※2 各1	※2 各1		
資格者等の写し（申請業種のみ。実務経験者除く）	発行官公署様式		全員			
業務状況一覧表	電子申請様式 (様式第4号)	送信 必要	1	1	1	1
業務経歴書	様式第5号		※2 各1	※2 各1	1	1
コンサルタント等登録部門一覧表（建設コンサルタント業、 補償コンサルタント業または地質調査業を申請する場合に限る。）	電子申請様式 様式第6号	送信 必要	1	1		
法人にあっては登記事項証明書（写し可）、個人にあっては 身元証明書（写し可） ※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書であること	発行官公署様式		1	1	1	1
税（国）に滞納のない旨の証明書（写し可） ※申請日から3ヶ月以内に発行された証明書であること	発行官公署様式		1	1	1	1
県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書 または税（福井県）に滞納のない旨の証明書（写し可） （福井県内に営業所等を有する場合に限る。） ※証明書の場合は、申請日から3ヶ月以内に発行されたものであること	様式第7号 発行官公署様式		1	1	1	1
申請する業種に係る登録証明書（写） ※建築コンサルタント業について、営業所等の代表者に委任する場合は、当該 受任者が属する建築士事務所の登録証明書を添付してください。 ※申請に必要な登録部門が現況報告書に記載されている限り提出を省略可 （測量の場合は測量法第55条の8第1項に定める書類） ※新規届または変更届で部門を追加した場合はその部門に係る証明書を提出	発行官公署様式		※2 各1	※2 各1		
測量法第55条の8第1項に定める書類（写）、その他申請 する業種に係る各登録規程に定める現況報告書（写）	発行官公署様式		※2 各1	※2 各1		
財務諸表（写）自社様式の貸借対照表および損益計算書 （写）	任意様式		1	1	1	1
委任状 ※郵便番号・電話番号を必ず記載すること （営業所等の代表者に委任する場合に限る。）	任意様式			1		1
競争入札参加資格審査関係調査表（測量業者用・地質調査 業者用）	電子申請様式 調査様式第1号	送信 必要	1	1		
競争入札参加資格審査関係調査表（有資格者の実人数調 べ）	電子申請様式 調査様式第2号	送信 必要	1	1		
110円切手（審査結果通知用） ※封筒等に貼付せず、切手だけを提出してください。			1	1	1	1

- ※1 発行官公署様式以外の書類は、全てA4判としてください。
- 2 表中の数字は、提出部数で、「各1」とあるものは、申請する業種ごとに1部ずつ提出を要するものです。
- 3 電子申請手続を行った申請書類（電子申請様式）は、送信した内容をA4判で印刷の上、添付が必要な書類と併せて提出してください（電子申請手続のみでは、申請書類の提出となりません。）。

Ⅱ 競争入札参加資格審査申請手続（概要）



- 電子申請および申請書類の提出の両方が申請受付期間内に完了した場合に限り、受け付けます。
- 申請書類の提出先（問い合わせ先）
福井県土木部土木管理課 建設産業・人材支援室
〒910-8580 福井市大手3-17-1
電話 0776-20-0470（直通） 平日の午前8時30分～午後5時15分
- 「ふくe-ねっと電子申請電子申請」の操作方法に関する問い合わせ先
コールセンター 電話0120-470-570
〔受付時間 平日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）〕

測量等業務委託用

- ・福井県に初めて資格審査を申請される方のみ使用してください。
- ・令和6・7年度の測量業務等・道路清掃業務に係る競争入札参加資格を有している方は、競争入札参加資格審査に係る県のホームページ上で、業者番号が確認できます。
- ・業者番号は、一度付番されたものは、永久に有効です。過去に付番されたが資格申請をしなかった場合、過去に資格を有していたことがあったが、改めて資格申請をする場合等でも、当該業者番号は有効です。
- ・資格審査の申請期間中に限り、受け付けますので、御了承ください。

福井県建設工事等競争入札参加資格審査 業者番号確認票

福井県建設工事等競争入札参加資格審査の申請をするので、業者番号を確認してください。

商号または名称 _____

申請書作成者（担当部署・担当者名） _____

電話番号（連絡先） _____

FAX番号（返信先） _____

測量業者等の業者番号

--	--	--	--	--

※ 何も記入しないでください。

過去に資格を有していたことがある方は、下欄の該当箇所にチェックをしてください。

☐ 令和6・7年度 測量業務等・道路清掃業務に係る競争入札参加資格

☐ 令和4・5年度 測量業務等・道路清掃業務に係る競争入札参加資格

建設業者の業者番号

--	--	--	--	--

※ 建設工事の入札参加資格を有している方は、建設業者の業者番号を記入してください（不明の場合は、下欄の該当箇所にチェックをしてください。）。

☐ 令和7・8年度 建設工事に係る競争入札参加資格

☐ 令和5・6年度 建設工事に係る競争入札参加資格

☐ 令和3・4年度 建設工事に係る競争入札参加資格

Ⅲ 電子申請手続を行う申請書類（電子申請様式）の入力方法

競争入札参加資格申請手続には、IDおよびパスワードは必要ありません。**ログインを行わずに申請する**を押して申請手続を開始してください。

電子申請手続を行った申請書類（**電子申請様式**）は、送信した内容をA4判で印刷の上、添付が必要なその他の書類と併せて提出してください（電子申請手続のみでは、申請書類の提出となりません。）。

電子申請手続の時間が一定時間（約60分）を過ぎると、端末との接続が自動切断されます。この場合、保存していないデータは失われますので、一定時間ごとに入力内容を端末に保存するなどしてください。また、送信データの修正を行う場合にも保存したデータの読み込みが必要ですので、データの保存をお勧めします。

※ データの保存方法および読み込みの方法については、ホームページに掲載の「保存および読み込みの方法について」をご覧ください。

電子申請データを送信した後に申請内容の修正を行いたい場合には、申請期間内であれば何度でも再送信することができます。この場合には、以前に送信したデータの取消し等の手続は不要です（上書きされます。）。

1 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）**電子申請様式** …… 全ての業者

(1) 「業者区分」の欄は、「県内」または「県外」を選択してください。

業者区分	対象業者
県内	県内に主たる営業所を有する業者
県外	県外に主たる営業所を有する業者 (県内の営業所等に契約を締結する権限を委任する業者を含みます。)

(2) 「申請区分」の欄は、「更新（定期）」、「新規」または「業種追加」を選択してください。

申請区分	対象業者	定期申請	追加申請
更新 (定期)	過去に一度でも県の競争入札参加資格者名簿に登載されたことがある方（名簿に登載されていたが途中で資格を失った方も含む） ※注 資格者名簿への登載は業種を問いません。	○	○
新規	初めて県の資格審査を受ける方	○	○
業種追加	追加申請の場合において、資格を有すると決定された業種以外の業種について申請する方	×	○

(3) 「業者番号」の欄は、別途県が指定する測量業者等の番号（県が測量業務等および道路清掃業務の資格審査を行う際に作成する独自の整理番号で、法令等による資格として付与される登録番号等とは異なります。）について、**5ケタの半角数字**で入力してください。

ア 令和6・7年度測量業務等および道路清掃業務に係る競争入札参加資格者名簿に登載された業者（更新申請される業者）は、県のホームページで業者番号を確認してください。

※ ホームページのURL https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/sokuryousinsa_r08.html
(福井県トップページの「電子行政サービス」→「公共工事・入札情報・電子入札」へ)

イ 新規に資格審査の申請をする業者（令和5年度以前の資格者名簿に登載された業者を含む。）は、「確認票」（P8）を県土木部土木管理課へFAXし、業者番号を確認してください（電話での「業者番号」の問

い合わせはご遠慮ください。)

(4) 「申請者」の欄は、下表により入力してください。

営業所長等に契約の締結の権限を委任する場合の「申請者」は、本社（本店）としてください。

入力項目	入力方法
郵便番号	ハイフン（－）をつけない半角数字 (入力例)「910－8580」の場合は、「9108580」
市区町村コード	1 総務省が設定する全国地方公共団体コード（財団法人地方自治情報センターホームページで公表）のうち、左から5ケタを半角数字で入力 2 市区町村コード入力欄の右側にあるコード表をクリックすると財団法人地方自治情報センターホームページにリンクします。 (入力例) 福井県福井市「182010」の場合は、「18201」
電話番号	ハイフン（－）をつけた半角数字 (入力例)「0776－21－1111」の場合は、「0776-21-1111」
住所（所在地1）	1 所在地のうち、都道府県名から市区町村名までについて全角文字で入力 ※1 都道府県名を省略しないでください。 2 「市区町村名」は、行政区画上の市区町村をいいます。「東京都千代田区大手町」の場合、「東京都千代田区」まで入力します（「大手町」は、行政区画上の「町」ではありません。） 2 登記簿上の所在地と営業上の所在地が異なる場合は、営業上の所在地を入力すること。 3 「郡」などの入力を省略しないで全てを入力すること。 (入力例)「東京都千代田区」、「石川県金沢市」、「福井県吉田郡永平寺町」等
住所（所在地2）	1 住所（所在地1）で入力した以後の所在地について全角文字で入力 2 丁目および地番は、ハイフン（－）により省略して入力 (入力例)「大手3丁目17番1号」の場合は、「大手3－17－1」と入力
商号または名称 （フリガナ）	1 株式会社等法人の種類を表す文字は略号により省略して全角文字で入力 2 かつこも全角文字で入力し、「(株)」（記号）や「(株)」（かつこが半角）は入力しない。 3 契約を締結する権限を委任する場合における受任者の名称の入力に当たっては、営業所等の名称だけでなく、商号も必ず入力してください。 (入力例)「株式会社日本〇〇」の場合は、「(株) 日本〇〇」と入力 福井営業所に委任する場合は、「(株) 日本〇〇福井営業所」と入力
	フリガナは、「カブシキカイシャ」等、法人の種類は省略してカタカナ全角文字で入力 (入力例)「株式会社日本〇〇」の場合は、「ニッポン〇〇」と入力
代表者氏名 （フリガナ）	1 姓と名の間を1文字あけて全角文字で入力 2 役職名は、入力しないこと。 (入力例)「福井太郎」の場合は、「福井 太郎」と入力
	フリガナは、姓と名の間を1文字あけて、カタカナ全角文字で入力 (入力例)「福井太郎」の場合は、「フクイ タロウ」と入力
法人番号	1 国税庁が指定する13桁の法人番号を半角数字で入力 2 不明な場合は国税庁法人番号公表サイト (https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)にて確認 3 個人事業主の方は記入しないでください

- (5) 「営業所長等への委任」の欄は、営業所長等に契約の締結の権限を委任する場合は、「委任する」を選択してください。

委任は、委任先とする営業所等が、申請する全ての業種について登録の届出等がされている場合のみ認めるものとします。

【例】

業 種	本社	委任先の営業所等	申請の可否
測 量 業	○登録あり	×登録なし	「建設コンサルタント業」および「補償コンサルタント業」についてだけ、「委任あり」として申請することができます。 全ての業種について申請を行いたい場合は、「委任なし」で申請するか、全ての業種について登録のある他の営業所等を委任先としてください。
建設コンサルタント業	○登録あり	○登録あり	
地 質 調 査 業	○登録あり	×登録なし	
補償コンサルタント業	○登録あり	○登録あり	
建築コンサルタント業	○登録あり	×登録なし	

- (6) 「受任者」の欄は、(4)「申請者」の欄の入力方法を参考に入力してください。
営業所長等に契約の締結の権限を委任しない場合は、入力しないでください。
- (7) 「申請内容に関する照会先」の欄は、申請内容に関する照会に直接回答することができる担当部署・担当者氏名等を入力してください。
- (8) 「福井県が発注する建設工事の競争入札参加資格の有無」の欄は、令和7・8年度の建設工事に係る競争入札参加資格を有すると決定された業者は、資格「あり」を選択してください。
「あり」を選択した場合は、「業者番号（建設工事）」の欄に、県が指定する建設業者の番号（県が建設工事に係る資格審査を行う上で作成する独自の整理番号で建設業許可番号等とは異なります。）を、(3)に準じて、5ケタの半角数字で入力してください。同一業者であっても、測量業務等と建設工事の業者番号は異なります。
- (9) 「県税に滞納がないことの確認方法」の欄は、県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書と税（福井県）に滞納のない旨の証明書のどちらを提出するか選択してください。福井県内に営業所等を有さない場合は「不要」を選択してください。
- (10) 「登録番号」の欄は、法令等による資格として付与された登録番号について、ハイフン以下の番号または第……号の番号を半角数字6ケタで入力してください。登録番号が6ケタに満たない場合は、6ケタとなるまで、頭に「0」を付してください。

建築関係コンサルタント業の「登録番号」は、申請者（契約の締結の権限を委任する場合は、受任者）の建築士事務所の登録番号を入力してください。

業 種	登録番号の入力例
測 量 業	「登録第1)ー2 3 4 5 6号」の場合は、「023456」と入力
建築関係コンサルタント業	「登録第(あ)ー1 2 3 4号」の場合は、「001234」と入力 「登録第(いー5)第6 7 8号」の場合は、「000678」と入力
建設コンサルタント業	「建2 1第 3 4号」の場合は、「000034」と入力※
地 質 調 査 業	「質2 1第 5 6 7号」の場合は、「000567」と入力※
補償コンサルタント業	「補2 1第 8 9 0 0号」の場合は、「008900」と入力※

※ 登録の年度を示す「2 1」は、6ケタの番号に含めないでください。

(11) 「最新登録日（更新日）」は、申請書提出日時点で有効である資格の登録日（更新をしている場合は、直近の更新日）を入力してください。

(12) 「資格申請の有無」の欄は、業務の種類ごとに、資格審査の申請の有無について、「有」または「無」を選択してください。

(13) 「備考」の欄は、下表により入力してください。

業 種	入力方法
測 量 業	航空測量業務の契約実績がある場合は、実績「あり」を選択してください。 この場合、電子申請様式（調査様式第1号）を入力してください。
建築関係コンサルタント業	「建築設計」または「設備設計」のうち希望する業務を選択してください。
地 質 調 査 業	ボーリング調査業務の契約実績がある場合は、実績「あり」を選択してください。 この場合、電子申請様式（調査様式第1号）を入力してください。
一 般 調 査 業	次に掲げる業務のうち、希望する業務を選択してください（複数選択可）。 ①水質調査 ②土壌・底質調査 ③騒音・振動調査 ④流量・水位調査 ⑤大気・気象調査 ⑥動植物調査 ⑦建設業に関する経済調査

(14) 電子申請手続を行った申請書には、会社印および代表者印の押印をしないでください。

2 業務状況一覧表（様式第4号）**電子申請様式** …… 全ての業者

(1) 「測量等実績高」の欄は、次により入力してください。

ア 「申請の有無」の欄は、全ての業種について「有」または「無」を選択してください。

イ 「審査基準日の直前2年の各事業年度の決算に基づく契約金額」の欄は、審査基準日直前の決算日から遡って24か月分を入力してください。

※ 事業年度の変更などの理由により、事業年度が1年に満たない決算を含む場合は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第25号の11・別紙1「工事種類別完成工事高」の記載要領に準じてください。

ウ 「審査基準日の直前2年の年間平均売上高」の欄は、「審査基準日の直前2年の各事業年度の決算に基づく契約金額」の「前年」および「前々年」の欄に入力した金額の平均（千円未満切捨て）を入力してください。

(2) 「自己資本額」の欄は「直前決算時」および「剰余（欠損）金処分」は審査基準日の直前の決算の内容を、「決算後増減額」は当該直前決算日から審査基準日までの間における増減額を入力してください。

(3) 「常勤職員数」の欄は、申請書提出日現在の常勤職員（測量業務等に従事し、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいい、短期雇用労働者またはこれに準ずる者、代表権を有する役員および事業主を除く。）の数を入力してください。複数の営業所を有する場合であっても、全ての営業所の常勤職員の数を入力してください。

(4) 「有資格者数」の欄は、「常勤技術者調べ（様式第3号）」に記入した「法令による免許等（以下「資格」という。）」を有する技術者の数を、次により入力してください。

ア 異なる資格を有する者がある場合は、それぞれの資格を有する者の数として重複して計上すること。
（入力例）「一級建築士」と「測量士」の資格を有する場合は、それぞれの欄に「1（人）」と計上

イ 「補償業務管理士」の欄は、有資格者の人数を入力すること。

ウ 「技術士」、「RCCM」および「実務経験者」の欄は、「コンサルタント等登録部門一覧表（電子申請様式第6号）」の「技術者の数」の該当欄に入力した人数の合計を入力すること。

(5) 金額の入力方法については、以下のとおりとしてください。

ア 金額の単位は千円（千円未満切捨て）とし、半角数字で入力すること。

イ 金額にコンマをつけないこと。

（入力例）「1億円」の場合は、「100000（千円）」と入力する（「100,000（千円）」としない。）。

ウ マイナスの金額にはハイフンをつけること。

ハイフンも半角文字とし、ハイフンと金額（数字）の間は詰めて入力すること。

（入力例）「1億円減」の場合は、「-100000（千円）」と入力する（「-100000（千円）」と入力しない。）。

3 コンサルタント等登録部門一覧表（様式第6号）**電子申請様式**

…… 建設コンサルタント業者、地質調査業者、補償コンサルタント業者のみ

(1) 建設コンサルタント業、地質調査業または補償コンサルタント業について資格審査の申請をする場合についてのみ、入力してください。

(2) 申請書提出日現在の内容で入力してください。

(3) 「申請部門」の欄は、建設コンサルタント登録規程または補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門があるもののうち資格審査の申請をする部門にチェックを入れてください。

建設コンサルタント登録規程または補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門がある場合でも、常勤技術者調べ（様式第3号）に当該部門に係る技術者の記入がない場合は、当該部門の資格審査の申請をすることはできないものとします。

(4) 「技術者の数」の欄は、資格審査の申請をする部門について、常勤技術者調べ（様式第3号）に記入した技術者の数を入力してください。(3)で申請部門の欄に「1」を入力していない部門の欄への入力および常勤技術者調べ（様式第3号）に記入のない技術者の数は入力しないでください。

(5) 「技術士」の欄は、建設コンサルタント登録規程別表の下欄または地質調査業者登録規程第3条第1号ハに定める技術管理者資格を持つ者の数を、該当する欄に入力してください。

(6) 「RCCM」の欄は、「建設コンサルタント登録規程の解釈及び運用の方針（国土交通省）」別表第3の右欄に掲げる要件に該当する者の数を、該当する欄に入力してください。

(7) 「実務経験者」の欄は、「常勤技術者調べ（様式第3号）」の各部門の「実務経験者」と一致すること。

(8) 複数の資格を有する者がある場合は、その数を重複して入力してください。ただし、当該登録部門の専任の技術者となっている者は、当該登録部門以外の部門には重複して入力しないでください。（部門の専任の技術者が他の部門の技術管理者としても配置が認められている場合のみ、各部門に重複入力してください。）

(9) 「技術士」、「RCCM」または「実務経験者」の欄に入力した数のそれぞれの合計は、「業務状況一覧表（電子申請様式第4号）」の「有資格者数」のそれぞれに該当する欄に入力した数と一致するようにしてください。

4 「航空測量業務」、「ボーリング調査業務」請負高等内訳調べ（調査様式第1号）**電子申請様式**

…… 測量業者または地質調査業者のみ

- (1) 測量業または地質調査業について資格審査の申請をする場合についてのみ、入力してください。
- (2) 測量業について、審査基準日の直前の事業年度の決算日から遡って5年間に航空測量業務の契約実績がある場合は、「該当業務あり」にチェックを入れてください。「合計契約件数」および「合計契約額」は、審査基準日の直前の営業年度の決算日から遡って5年分の合計について入力してください。
- (3) 地質調査業について、審査基準日の直前の営業年度の決算日から遡って5年間にボーリング調査業務の契約実績がある場合は、「該当業務あり」にチェックを入れてください。「合計契約件数」および「合計契約額」は、審査基準日の直前の営業年度の決算日から遡って5年分の合計について入力してください。
- (4) 金額の単位は、千円としてください。

5 有資格者の実人数調べ（調査様式第2号）**電子申請様式**

…… 測量業者、建築関係コンサルタント業者、建設コンサルタント業者、
地質調査業者または補償コンサルタント業者

- (1) 測量業、建築関係コンサルタント業、建設コンサルタント業、地質調査業または補償コンサルタント業について資格審査の申請をする場合にのみ入力してください。
- (2) 「常勤技術者調べ（様式第3号）」に記入した者について、該当する「法令による免許等」の「人数」欄に入力してください。
- (3) 複数の資格を有する者がある場合は、申請する業種ごとに、いずれか一つの「法令による免許等」の「人数」欄に入力するものとし、重複して入力しないでください。

（入力例）測量業と建設コンサルタント業の資格審査の申請をする場合に、「測量士」、「技術士」および「RCCM」の3つの資格を有する者（専任の技術者となっていない者とする。）

測量業……「測量士」の欄に「1（人）」と入力する。

建設コンサルタント業……「技術士」の欄に「1（人）」と入力し、「RCCM」の欄には記入しない。

※ 異なる業種間（測量業と建設コンサルタント業）での重複はできるが、同一業種内（建設コンサルタント業）での重複はできない。

Ⅳ 電子申請手続以外の申請書類の記入方法

1 営業用機械器具調べ（様式第2号）…… 道路清掃業者のみ

- (2) 道路清掃業について資格審査の申請をする場合のみ、提出してください。
- (2) 審査基準日現在で、自己所有（リース期間が入札参加資格の有効期間の末日（令和10年4月30日）以後に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているものを含む。）している全ての道路清掃車を記入してください。この場合、記入した道路清掃車について、自己所有していることが確認できる資料（市役所・町役場の資産証明、売買契約書（写）、車検証（写）等）および写真を添付してください。
- (3) 「備考」の欄は、記入した道路清掃車の車両番号を記入してください。

2 常勤技術者調べ（様式第3号）…… 道路清掃業者以外の全ての業者

必ず、福井県指定の様式に記入の上、提出してください。他の官公庁等に提出した一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類による代替は、認めません。

- (1) 道路清掃業以外の業種について、資格審査の申請をする業種ごとに別の用紙に記入してください。
なお、建設コンサルタント業および補償コンサルタント業については申請をする部門ごとに別の用紙に記入してください。
- (2) 申請書提出日現在で、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている技術者を記入してください。
- (3) 「住所」の欄は、都道府県名および市区町村名を記入してください。丁目、番地等は記入する必要はありません（例 福井県福井市、東京都世田谷区 等）。
※ 技術者の住所の記入は、技術者が常勤であることを確認する方法の一つとして、記入された技術者の住所と営業所の所在地とを比較し、明らかに常勤が可能であるかどうかを確認するために求めるもので、記入を省略することは認めません。したがって、住所の記入がない技術者または営業所の所在地などを記入した技術者については、資格審査上、常勤技術者として認めませんのでご注意ください。
- (4) 「役職」の欄は、取締役、部長、課長等を記入してください。
- (5) 「法令による免許等」の欄は、下表に掲げる免許等を記入してください。

業 種	法令による免許等
測 量 業	測量士 測量士補
建築関係コンサルタント業	構造設計一級建築士 設備設計一級建築士 一級建築士 建築設備士 二級建築士 建築積算士（建築積算資格者）
建設コンサルタント業	技術士 一級土木施工管理技士 農業土木技術管理士 環境計量士 RCCM 実務経験者
地 質 調 査 業	技術士 地質調査技士 実務経験者
補償コンサルタント業	不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士 実務経験者
一 般 調 査 業	業務に関し必要な資格

また、次により記入してください。

ア 同種の免許等において、複数の区別のあるものについては、上位の資格のみを記入してください。

(記入例)「測量士」と「測量士補」の資格を有する場合は、「測量士」のみを記入

「一級建築士」と「二級建築士」の資格を有する場合は、「一級建築士」のみを記入

イ 「技術士」の資格を有する場合は、部門と選択科目を併せて記入してください。

(記入例) 技術士 (総合技術監理部門 (地質))

ウ 「実務経験者」は、下表に該当する者としてください。

業 種	実務経験者
建設コンサルタント業	学校教育法による大学または高等専門学校を卒業した後、建設コンサルタント登録を受けた登録部門に係る業務に関し20年以上実務の経験を有する者または当該業務に関し30年以上実務の経験を有する者
地 質 調 査 業	学校教育法による大学または高等専門学校において地質調査業務登録規程別表第1項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質調査に関し15年以上実務の経験を有する者
補償コンサルタント業	補償コンサルタントの登録を受けた登録部門に係る補償業務に関し7年以上実務の経験を有する者

(6) 県内業者については、実務経験者を除く全員の資格者証等の写しを提出してください。

(県外業者については、資格者証等の写しの提出の必要はありません。)

(7) 県外業者で複数の営業所を有する場合は、福井県が発注する業務に従事する可能性がある技術者について全員を記入してください (全ての営業所の常勤技術者について記入する必要はありません。)

「常勤技術者調べ (様式第3号)」に記入された技術者の資格、人数等は、発注等に際して参考としますのでご注意ください。

3 業務経歴書 (様式第5号) …… 全ての業者

(1) 審査基準日の直前の事業年度の決算日から遡って24か月分の測量等の業務実績について、資格審査の申請をする業種ごとに別の用紙に記入してください。

(2) 一般調査業について資格審査の申請をする場合は、測量業、建築関係コンサルタント業、建設コンサルタント業、地質調査業または補償コンサルタント業について資格審査の申請をしている場合は、当該申請業種の業務実績として計上したものは、一般調査業の業務実績に含めないでください。

(3) 「合計」の欄は、「業務状況一覧表 (電子申請様式第4号)」の「測量等実績高」の欄に入力した「前々年」と「前年」の金額の合計と一致するようにしてください。

(4) 多数の実績がある場合は、官公庁から受注したもの、元請として受注した請負代金額の大きなものなどを合計額の概ね7割を超える程度記入し、その他の実績は、「その他 〇〇〇件 〇〇〇千円」と一括して記入してください。

(5) 業務経歴書 (様式第5号) に記入すべき内容 (「合計」を含みます。) の全てが含まれている書類であれば、他の官公庁等に提出した一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書類により代替することができます。

4 県税の納税状況に関する情報の提供についての同意書 (様式第7号)

…… 全ての業者 (税 (福井県) に滞納のない旨の証明書を提出する業者は除く)

- (1) 「氏名」の欄は、法人にあつては法人の名称及び代表者の肩書・氏名を、個人にあつては氏名を記入してください。フリガナは、「カブシキカイシャ」などの法人種別は省略してカタカナで記入してください。
- (2) 「郵便番号・住所」の欄は、法人にあつては本店の所在地を、個人にあつては住民票上の住所を記入してください。
- (3) 「法人番号」の欄は、国税庁が指定する13桁の法人番号を記入してください。不明な場合は国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) にてご確認ください。個人事業主の方は記入しないでください。

V 変更届の提出について

資格者名簿に登載された事項について変更があった場合は、変更があった日から30日以内に変更届を提出してください。変更届の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

※ 変更届に係る URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/sokuryohenkou.html>

(福井県トップページ「電子行政サービス」→「公共工事・入札情報・電子入札」から資格審査のページへ)

変更事項	添付書類	県内 業者	県外業者	
			委任有	委任無
1 商号または名称 ※1	登記事項証明書(写し可)	●	●	●
2 主たる営業所の所在地	委任状 ※2		●	
3 代表者の氏名				
4 主たる営業所の電話番号	—			
5 受任者の属する営業所等の名称	委任状		●	
6 受任者の属する営業所等の所在地 ※3				
7 受任者の属する営業所等の電話番号	—			
8 受任者の氏名	委任状		●	
9 コンサルタント業の部門追加・削除※4	登録通知書等の写し	●	●	●
	常勤技術者調べ(様式第3号) ※5	●	●	●
	資格者証等の写し	●		
	コンサルタント等登録部門一覧表 (様式第6号) ※5	●	●	●
10 技術者の追加・削除・変更	常勤技術者調べ(様式第3号) ※5	●	●	●
	資格者証等の写し	●		
11 その他	—	●	●	●
① 入札参加資格を有している業種について資格が不要となったとき				
② その他	変更事項に応じ必要と認める書類	●	●	●

※1 会社の合併または分割、事業の譲渡、組織変更(個人から法人への変更)等があった場合には、資格の承継等の手続が必要となる場合がありますので、土木管理課までお問い合わせください。

2 委任状の様式は、任意です。なお、委任期間の終期は、資格者名簿の有効期間の末日(令和10年4月30日)までとしてください。

3 受任者の属する営業所等を変更する場合には、当該変更後の営業所等が、入札参加資格を有する業種について測量業、設計業等を行う営業所等であることを証明する書類の添付が必要です。なお、変更後の営業所等が資格を有する業種について測量業、設計業等を行う営業所等でない場合は、当該業種の入札参加資格を取り消します。

4 コンサルタント業の登録部門を追加する場合には、当該追加する部門に従事する技術者が存在する必要があります。なお、登録部門の削除の場合には、常勤技術者調べ(様式第3号)およびコンサルタント等登録部門一覧表(様式第6号)の提出は、不要です。

5 常勤技術者調べ(様式第3号)およびコンサルタント等登録部門一覧表(様式第6号)の様式は、資格申請で使用する様式と同じものです。

VI 「一般調査業」に係る競争入札参加資格審査の申請について

「測量業」、「建築関係コンサルタント業」、「建設コンサルタント業」、「地質調査業」および「補償コンサルタント業」に加え、建設工事に関連する調査、分析等を行う者を対象として、「一般調査業」を設けています。

1 一般調査業の対象業務

建設工事に関連する調査、分析等の業務で次に掲げるもの

- ①水質調査 ②土壌・底質調査 ③騒音・振動調査 ④流量・水位調査、
⑤大気・気象調査 ⑥動植物調査 ⑦建設業に関する経済調査

2 留意事項

- (1) 一般調査業に係る業務を含む場合であっても、測量業（測量法）、建築関係コンサルタント業（建築士法）、建設コンサルタント業（建設コンサルタント登録規程）、地質調査業（地質調査業者登録規程）または補償コンサルタント業（補償コンサルタント登録規程）の競争入札参加資格が必要な業務を発注する場合には、建設コンサルタント業等の資格で発注する場合がありますので、建設コンサルタント業等の資格についても併せて申請することをお勧めします。
- (2) **建設工事に関連しない調査、分析等の業務**について競争入札参加を希望する場合は、別途、福井県会計局会計課で実施する「競争入札参加資格審査（物品購入等）」の申請をしていただく必要があります。

【例】建設工事に関連しない調査、分析等の業務であるとして、物品購入等で発注された業務には、次のようなものがあります。

庁舎設備（空調、電気、消防等）の保守点検業務、建築物定期点検委託業務、地下水質概況調査分析業務、ダイオキシン類土壌環境調査業務等

競争入札参加資格審査（物品購入等）は、下記ホームページを参照してください。

「[競争入札参加資格審査申請（物品購入・役務の提供等）について](https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html) | 福井県ホームページ」
(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>)

【参考資料】

常勤技術者調べ（様式第3号）と業務状況一覧表の有資格者数、コンサルタント等登録部門一覧表の技術者の数および有資格者の実人数調べに記入する数の関係について

様式第3号

申請する業種ごと・部門ごとに作成してください。

常 勤 技 術 者 調 べ

★福井県指定の様式で提出してください。
他の官公庁に提出した名簿等による代替は認めません。

業 種	建設コンサルタント業		
部 門	☐ 河川、砂防及び海岸・海洋 ☒ 港湾及び空港 ☐ 電力土木 ☐ 道路 ☐ 鉄道 ☐ 上水道及び工業用水道 ☐ 下水道	☐ 農業土木 ☐ 森林土木 ☐ 水産土木 ☐ 廃棄物 ☐ 造園 ☐ 都市計画及び地方計画 ☐ 地質	☐ 建設環境 ☐ 機械 ☐ 電気電子 ☐ 土質及び基礎 ☐ 鋼構造及びコンクリート ☐ トンネル ☐ 施工計画、施工設備及び積算

（該当する業種の□にチェックをしてください。）

業者番号	
商号または名称	

建設コンサルタント登録規程により登録部門に係る専任の技術者となっている場合は、それ以外の部門には計上しない。ただし、複数の部門に技術管理者として配置が認められている場合のみ各部門に重複して計上する。

種類	氏 名	年 令	住 所 (記載は市区町村名まで)	役 職	法令による免許等	実務経験 年数	雇用年月日	備 考 (登録部門に係る専任の技術者等)
技術士	A山B男	64	大阪府大阪市北区	部長	技術士（建設部門（港湾及び空港））	40年	昭和54年4月1日	部門の専任技術者
	C川D蔵	54	石川県金沢市	課長	技術士（建設部門（港湾及び空港））	34年	昭和60年7月1日	
	(計)	2	名					
R C C M	C川D蔵	54	石川県金沢市	課長	R C C M（港湾及び空港部門）	34年	昭和60年7月1日	『港湾及び空港』について複数の資格を有しているため、上位の資格である技術士のみ記入する。
	(計)		名					
実務経験者	E木F司	68	福井県福井市		港湾及び空港部門	45年	平成17年5月1日	
	(計)	1	名					

住所の記入は、省略不可（市区町村名まで記入）

様式第4号

業 務 状 況 一 覧 表

						商号または名称				
常勤職員数	技 術 職 員		事 務 職 員		そ の 他 職 員		計		役 職 員 等	
有資格者数 (重複計上可)	一 級 建 築 士	二 級 建 築 士	測 量 士	不動産鑑定士	土 地 家 屋 調 査 士	司 法 書 士	農 業 土 木 技 術 管 理 士	※		
	補 償 業 務 管 理 士	建 築 設 備 士	技 術 士	R C C M	実 務 経 験 者	計 (延べ人数)	計 (実人数)	※		
			4	2	2	8	7			

(注) 1 「測量等実績高」、「自己資本額」および「営業年数」の欄は、経営規模等評価申請書の記載要領に準じて記入してください。

2 「常勤職員」とは、測量業務等に従事し、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいい、短期雇用労働者またはこれに準ずる者、代表権を有する役員および事業主を除きます。

3 「有資格者数」の欄には、次により記入してください。

コンサルタント等登録部門一覧表(様式第6号)のそれぞれの技術者の数の合計と一致させてください。

(1) 「技術士」、「RCM」および「実務経験者」の欄は、コンサルタント等登録部門一覧表(様式第6号)該当欄に記入した数を記入してください。

(2) 複数の資格を有する者がある場合には、それぞれその資格を有する者の数として重複して計上することとしますが、「計」の欄には、重複して計上した数を除く有資格者の実数を記入してください。(専任を求められている者は重複して計上することはできません。)同一の者が、1級建築士の資格と2級建築士の資格とを有しているときは、上位の資格である1級建築士の資格についてのみ記入してください。

様式第6号

コ ン サ ル タ ン ト 等 登 録 部 門 一 覧 表

(商号または名称)

登録部門		建設コンサルタント																	補償コンサルタント								地質調査業者登録				
		河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施行計画、施行設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物		営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償
★同一の技術者が両方の資格を有する場合、技術士のみで計上すること																															
申請部門			1		1													1													
技術者の数	技術士		2															2													2+2=4 業務状況一覧表の「技術士」欄に「4」を記入
	RCCM				1													1													1+1=2 業務状況一覧表の「RCCM」欄に「2」を記入
	実務経験者		1		1																										1+1=2 業務状況一覧表の「実務経験者」欄に「2」を記入
★該当する技術者がいる場合でも、申請しない部門には技術者の数を入力しない。 ★登録部門に係る専任の技術者は、それ以外の部門には計上しない。（ただし、複数の部門に技術管理者として配置が認められている場合のみ各部門に重複して計上する。）																		1													

- (注) 1 申請書提出日現在で記入してください。
- 2 「申請部門」の欄は、登録部門のあるもののうち資格審査の申請をする部門に「1」を記入してください。
- 3 「技術者の数」の欄は、申請部門について記入してください。
- 4 「技術士」の欄は、建設コンサルタント登録規程別表の下欄または地質調査業者登録規程第3条第1号に定める技術管理者資格を持つ者の数を該当する欄に記入してください。
- 5 「実務経験者」の欄は、次に掲げる者の数を該当する欄に記入してください。
- (1) 学校教育法による大学または高等専門学校を卒業した後、建設コンサルタント登録を受けた登録部門に係る業務に関し20年以上実務の経験を有する者または当該業務に関し30年以上実務の経験を有する者
- (2) 補償コンサルタントの登録を受けた登録部門に係る補償業務に関し7年以上実務の経験を有する者
- (3) 学校教育法による大学または高等専門学校において地質調査業務登録規程別表第1項に掲げる学科を修めて卒業した後、地質調査に関し15年以上実務の経験を有する者
- 6 複数の資格を有する者がある場合には、その数を重複して計上してください。

調査様式第2号

競争入札参加資格審査関係調査表（有資格者の実人数調べ）

業者番号

商号または名称

申請業種	法令による免許等	人 数	法令による免許等	人 数	合計
測量業	測量士		測量士補		
	小計 (a)		小計 (g)		
建築関係コンサルタント業	構造設計一級建築士		二級建築士		
	設備設計一級建築士		建築積算士（建築積算資格者）		
	上記以外の一級建築士				
	建築設備士				
	小計 (b)		小計 (h)		
建設コンサルタント業	技術士	4	一級土木施工管理技士		
			農業土木技術管理士		
			環境計量士		
			RCCM	1	
			実務経験者	2	
	小計 (c)	4	小計 (i)	3	
地質調査業	技術士		地質調査技士		
			実務経験者		
	小計 (d)		小計 (j)		
補償コンサルタント業			不動産鑑定士		
			土地家屋調査士		
			司法書士		
			補償業務管理士		
			実務経験者		
			小計 (k)		
	合計 (a+b+c+d)	4	合計 (g+h+i+j+k)	3	7

この様式では、技術者の実人数を調査します。したがって、同一人が複数の資格を有している場合でも、いずれか一つの資格にのみ計上します。

例えば、常勤技術者調べ（様式第3号）に記載のCIID蔵さんは、技術士とRCCMの二つの資格を有していますが、技術士にのみ計上し、RCCMには計上しません。
※ 業務状況一覧表（様式第4号）の計（実人数）と合計が一致するようにしてください。

（注）1 様式第3号「常勤技術者調べ」に記入した者について、該当する「法令による免許等」の「人数」欄に人数を記入してください。

2 複数の資格を有する者がある場合は、申請する業種ごとに、いずれか一つの「法令による免許等」の「人数」欄に記入するものとし、重複して記入しないでください。

電子申請画面は、約60分経過すると自動的に接続が切断されます。適宜、入力内容を保存しながら入力をしてください。
保存の方法および入力再開の方法については、以下のとおりです。

Juratic

福井県電子申請サービス

文字を大きく

文字を標準へ

文字を小さく

サービスに関するお問い合わせはこちら

申請書入力

送信内容確認

送信完了

申請書入力

申請書一時保存

申請書に必要事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	競争入札参加資格審査申請（測量業者等、道路清掃業者）（令和8・9年度定期申請）

「申請書一時保存」をクリックしてください

競争入札参加資格審査申請書（測量業者等、道路清掃業者）

必須

印は必須項目です。必ずご記入ください。

文字を変換するときに、環境依存文字は使用することはできませんので、ご注意ください。

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

様式第1号

福井県が発注する測量・調査・設計業務の競争入札に参加したいので、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）4により、関係書類を添えて資格審査を申請します。

【1】日付 必須

令和7年10月14日

【2】業者区分 必須

県内に主たる営業書を有する業者は「県内」を選択してください。県外に主たる営業書を有する業者は「県外」を選択してください。（県内の営業所等に契約を締結する権限を委任する業者を含みます。）

お困りの場合はこちら

- 24 -

申請書一時保存

- 必要事項を入力し、【送信】をクリックしてください。
- 入力されたメールアドレス宛てに入力再開用のアドレスを送ります。
- 申請書の一時保存期間は30日間です。

一時保存情報

メールアドレス (半角256文字以内)	必須	例) abcdef@ddd.or.jp
パスワード (半角英数記号8文字以上127文字以内)	必須	入力再開時にこのパスワードが必要となりますので、控えておいてください。
パスワード再入力 (半角英数記号8文字以上127文字以内)	必須	

送信

メールアドレスを入力し、パスワードを設定します。

ここで入力したアドレスにを入力を再開するための「URL」と「保存番号」が送信されてきます。

送信をクリックすれば保存は完了です。

お困りの場合はこちら

[申請書入力へ戻る](#)

入力を再開したいとき

送信されてくるメールを開いてください

=====

このメールは「福井県電子申請サービス」
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承ください。

=====

このたびは福井県電子申請サービス
をご利用いただきありがとうございます。
次の通りお客様からの申請を保存しましたのでお知らせいたします。
本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

【申請先】 福井県
【手続き名】 競争入札参加資格審査申請（測量業者等、道路清掃業者）（令和8・9年度定期申請）
【保存日時】 2025 年 10 月 14 日 09 時 22 分
【保存番号】 106638300

■保存期間
申請書の一時保存期間は 30 日間です。

■申請の再開方法
次のページから再開できます。
再開には上記の保存番号のほか、ご入力いただいたパスワードが
必要です。

【入力再開ページ】
<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=JgIXgQwGn2SpOx35FP9Elw/7loFWXi4Lq304v3tFHTCT-FvTNpYZ6tFeFNrivU8r1fHQG3IRdgxVxGmr7B9mXoMXo-ps2BOb1Xuwr2/H4Z5KxgwZMllavPcley19egp>

※本メールはご入力いただいたメールアドレスにお送りしています。

=====

※このメールに心当たりのない方は、次のページよりお問い合わせ
ください。
https://shinsei.e-fukui.lg.jp/public_18/inquiry.html

※福井県電子申請サービスは、
福井県内の各自治体から委託を受けて株式会社 HARP が
運用しています。

ここをクリックしてください。



一時保存再開

- 保存番号とパスワードを入力して、「入力再開」ボタンをクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	競争入札参加資格審査申請（測量業者等、道路清掃業者）（令和8・9年度定期申請）
保存日時	2025年10月14日 09時22分

保存番号

パスワード

入力再開

「保存番号」と「パスワード」を入力し、「入力再開」をクリックしてください。

※「保存番号」は一時保存した際にメールにてお知らせした番号です。
※「パスワード」は一時保存した際にお客様が入力したパスワードです。

[申請先の選択（トップページ）へ](#)

？
お困りの場合はこちら

保存したデータを反映した申請書の画面が表示され、入力可能になります。

Juratic
福井県電子申請サービス

文字を大きく 文字を標準 文字を小さく

サービスに関するお問い合わせはこちら

申請書入力 送信内容確認 送信完了

申請書入力 申請書一時保存

申請書に必要な事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	競争入札参加資格審査申請（測量業者等、道路清掃業者）（令和8・9年度定期申請）

手続室

お困りの場合はこちら

競争入札参加資格審査申請書（測量業者等、道路清掃業者）

必須 印は必須項目です。必ずご記入ください。

文字を変換するときに、環境依存文字は使用することはできませんので、ご注意ください。

ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

60分間通信がない（ページ移動がない）場合、タイムアウトとなり入力内容が破棄されます。ご記入に時間がかかる場合は一時保存をご利用ください。

様式第1号

福井県が発注する測量・調査・設計業務の競争入札に参加したいので、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）4により、関係書類を添えて資格審査を申請します。

【1】日付 必須	令和 7 年 10 月 14 日
【2】業者区分 必須	県内に主たる営業書を有する業者は「県内」を選択してください。県外に主たる営業書を有する業者は「県外」を選択してください。（県内の営業所等に契約を締結する権限を委任する業者を含みます。）

申請書を送信したいとき

【240】不動産鑑定士の人数（補償コンサルタント業）	（整数8桁まで）
【241】土地家屋調査士の人数（補償コンサルタント業）	（整数8桁まで）
【242】司法書士の人数（補償コンサルタント業）	（整数8桁まで）
【243】補償業務管理士の人数（補償コンサルタント業）	（整数8桁まで）
【244】実務経験者の人数（補償コンサルタント業）	（整数8桁まで）
【245】小計（k）	0
【246】合計（a+b+c+d）	0
【247】合計（g+h+i+j+k）	0

申請書一時保存

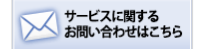
お困りの場合はこちら

「次へ」をクリックすると送信画面に移ります。

次へ

申請中止 申請書の入力を中止して「申請先の選択（トップページ）」へ戻ります

↑ 上部に戻る



申請書入力 送信内容確認 送信完了

申請書入力

申請書一時保存

- 申請書に必要な事項を入力し、【次へ】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	競争入札参加資格審査申請（測量業者等、道路清掃業者）（令和8・9年度定期申請）

手続案内

【2】業者区分 必須

県内に主たる営業書を有する業者は「県内」を選択してください。県外に主たる営業書を有する業者は「県外」を選択してください。（県内の営業所等に契約を締結する権限を委任する業者を含みます。）

* 必須入力です。

選択してください▼

【3】申請区分 必須

初めて県の資格審査を受ける方は「新規」を選択してください。
過去に一度でも県の競争入札参加資格者名簿に登録されたことがある方（名簿に登録されていたが途中で資格を失った方も含む）は「更新（定期）」を選択してください。
追加申請の場合において、資格を有すると決定された業種以外の業種について申請する方は「業種追加」を選択してください。

* 必須入力です。

選択してください▼

【4】業者番号 必須

県が指定する業者番号を5桁入力してください。
業者番号は、県が指定する業者番号です。現在適用中の競争入札参加資格者名簿に記載されている業者番号を入力してください。
新規に資格審査の申請をする業者（前々年度以前の資格者名簿に登録された業者を含む。）は、「確認票」を県土木部へ提出し、業者番号を確認してください。（電話での「業者番号」の問い合わせはご遠慮ください。）

* 必須入力です。

必須項目が未入力の場合はエラーメッセージが出ますので、入力してから再度「次へ」をクリックしてください。

？
お困りの場合はこちら

申請書入力 送信内容確認 送信完了

送信内容確認

- 【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
- 申請書を送信します。
- 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	競争入札参加資格審査申請（測量業者等、道路清掃業者）（令和8・9年度定期申請）

手続案

申請書表示

送信

申請書一時保存 入力途中の申請書を一時的に保存します

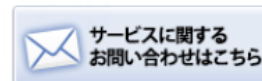
申請中止 申請書の入力を中止して「申請先の選択（トップページ）」

送信前に、申請書を一時保存をしておいてください。（修正が必要になった場合、送信した申請書を修正できます）

戻る

[このサービスについて](#) | [システム説明](#) | [利用規約](#) | [サービスに関するお問い合わせ](#)

？
お困りの場合はこちら



結果確認（申請書一時保存）

- 申請書を一時保存しました。
- 入力されたメールアドレス宛てに送った入力再開用のアドレスから入力を再開することができます。

[申請先の選択（トップページ）へ戻る](#)

[送信内容確認へ戻る](#)

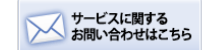
ここをクリックして送信画面へ戻ります

[このサービスについて](#)

[システム説明](#)

[利用規約](#)

[サービスに関するお問い合わせ](#)



申請書入力 送信内容確認 送信完了

送信内容確認

- 【送信】ボタンをクリックした後にブラウザの「戻る」、「更新」、「中止」操作を行わないでください。
- 申請書を送信します。
- 内容をご確認の上、よろしければ【送信】をクリックしてください。

申請先	福井県
手続名	競争入札参加資格審査申請（測量業者等、道路清掃業者）（令和8・9年度定期申請）

手続室

送信

申請書表示

申請書一時保存 入力途中の申請書を一時的に保存します

申請中止 申請書の入力を中止して「申請先の選択（トップページ）」へ戻ります

戻る

②「送信」をクリックして
送信完了です。

①「申請書表示」をクリックして
申請書を印刷してください。

？
お困りの場合はこちら

[このサービスについて](#) | [システム説明](#) | [利用規約](#) | [サービスに関するお問い合わせ](#)